

令和 8 年 7 月 2 7 日

▼タイトル

政治倫理基準等違反審査請求書の受理について

▼内 容

令和 8 年 7 月 2 4 日付けで政治倫理基準等違反審査請求書が提出され、同日付けで受理しましたのでお知らせします。

今後、高島市議会政治倫理審査会の設置手続きを進めてまいります。

○政治倫理基準等違反審査請求書について

1. 審査請求者

高島市議会議員	清水	大粋
同	松木	純子
同	森脇	徹

2. 審査対象議員

高島市議会議員 河越 安実治

3. 審査請求の事案の内容

令和 8 年 6 月定例会に上程され否決となった「高島市マキノ農業公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正案」の審査過程において、河越議員が当該施設の指定管理者である団体の副組合長であることから議案審査の除斥対象となっているにもかかわらず、次のような「不正の疑惑を持たれるような行為」、「指定管理者に有利な取扱いをするような働きかけ」など、高島市議会政治倫理条例第 3 条に規定する「政治倫理基準等の遵守」に反する行為を行った疑いがあるとして提出されたもの

○高島市議会政治倫理審査会について

今後、審査会委員の指名および委嘱を行い、政治倫理審査会を設置します。
開催日および審議内容が決定次第、別途お知らせします。

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局 前川、大塚
○電話番号：0740（25）8140
○ファックス：0740（25）8146